

群馬県読書活動推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 群馬県民の読書活動の推進に関する条例（第9条）に基づき、群馬県読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 群馬県読書活動推進計画に関すること
- (2) 県民の読書活動の推進のための施策に関すること
- (3) その他県民の読書活動推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、群馬県教育委員会教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 幼稚園・こども園関係者
- (4) 図書館関係者
- (5) 公民館関係者
- (6) PTA関係者
- (7) ボランティア等民間団体関係者

2 委員の人数は15名以内とする。

3 推進会議に議長1名及び副議長1名を置く。

4 議長は、推進会議を進行する。

5 議長に事故ある時は、副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議は、群馬県教育委員会教育長が招集する。

2 群馬県教育委員会教育長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 具体的な施策の協議を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、群馬県教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。